

横浜市地球温暖化対策計画書制度について

横浜市では、事業者の方々と横浜市が相互に連携を図りながら、市内における温室効果ガスの排出の抑制に向けた取組を計画的に進めています。

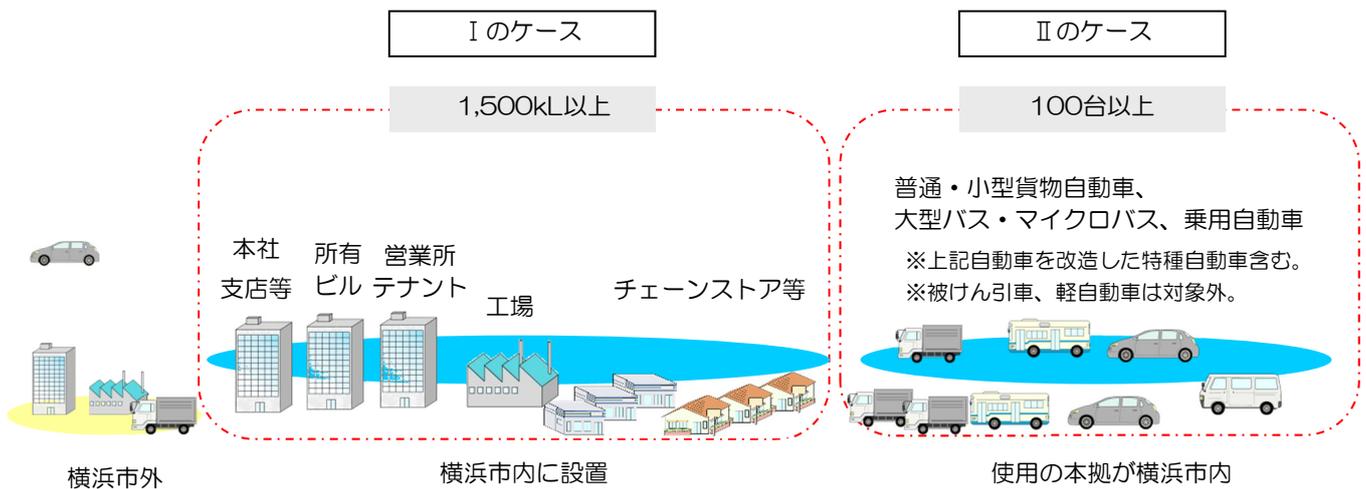
横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、一定規模以上のエネルギーを使用する事業者は、地球温暖化対策計画書の提出を行う必要があります。

1 制度の対象となる事業者

次の要件に該当する事業者は、地球温暖化対策事業者として地球温暖化対策の計画の提出・公表とその実施状況の報告・公表が必要です。要件にあてはまらない事業者も計画の提出、実施状況の報告ができます。

- I 本市に設置しているすべての事業所*¹における原油換算エネルギー使用量の合計が1,500kL以上となる事業者
- II 事業者が事業に使用する自動車*²のうち、使用の本拠が市内にあるものの台数が100台以上となる事業者

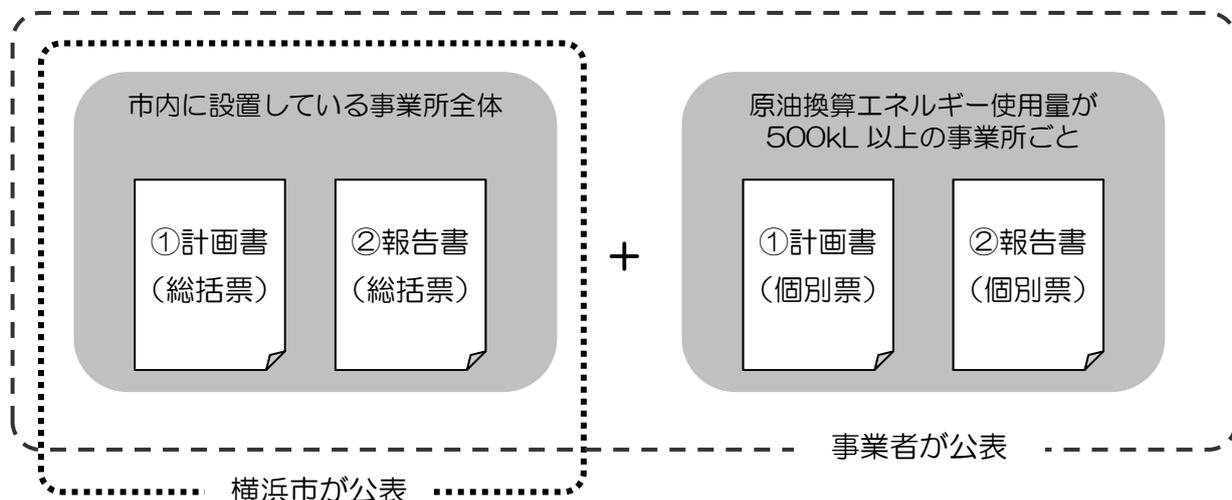
*1：連鎖事業者（省エネ法の規定に準じる）は、当該連鎖事業者が行う連鎖事業の加盟者が本市に設置している当該連鎖事業に係るすべての事業所を含む
 *2：自動車 NOx・PM 法施行令第4条各号に掲げる自動車（被けん引車を除く）



(参考) 原油換算エネルギー使用量が 1,500kL/年以上となる目安			
・小売店舗	約 3 万 m ² 以上	・コンビニエンスストア	30~40 店舗以上
・オフィス・事務所	約 600 万 kWh/年以上	・ファストフード店	25 店舗以上
・ホテル	客室数 300~400 規模以上	・ファミリーレストラン	15 店舗以上
・病院	病床数 500~600 規模以上	・フィットネスクラブ	8 店舗以上

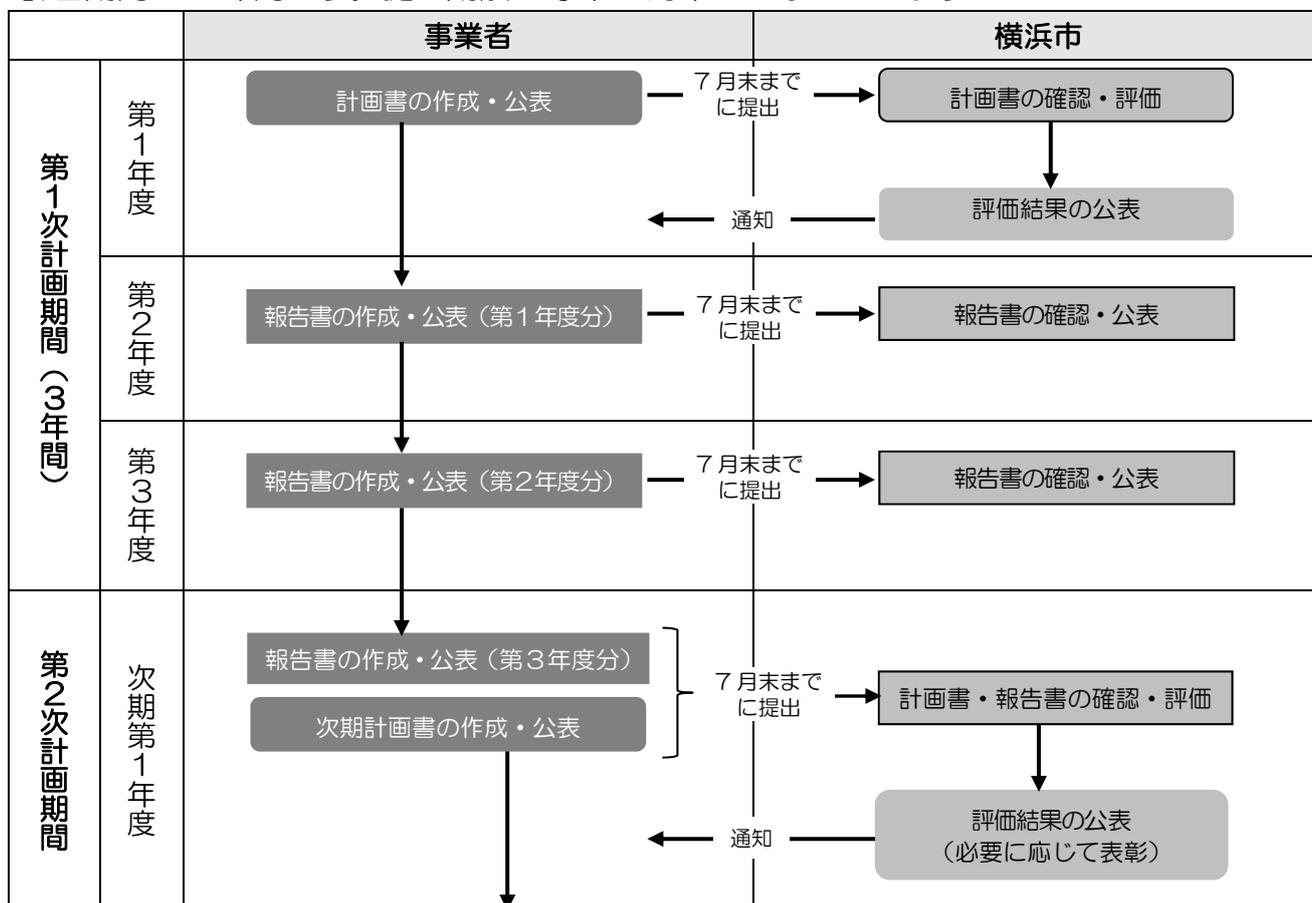
2 地球温暖化対策計画書、実施状況報告書の提出・公表

作成した計画の提出や、実施状況の報告に必要な書類は次のとおりです。
 これらの内容は、事業者及び横浜市それぞれが公表することを条例で義務付けています。



3 手続きの流れ

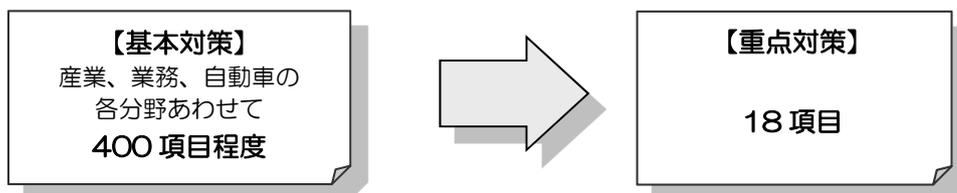
計画期間は3年間です。提出期限は毎年7月末日となっています



4 横浜市の制度の特徴

重点対策を設定し、排出抑制対策の効果的な実施を促します

大幅な初期投資を要しない、設備改修や運転方法の改善などの「基本対策」の中から、削減効果が高い重要な対策を「重点対策※」として市が予め抽出し、その実施状況を確認します。



※基本対策を、5 項目（①エネルギー管理の強化、②エネルギーロスの特定・排除、③エネルギー需要の見直し、④エネルギー効率の向上、⑤エネルギー供給の見直し）の対策に分け、その中から重点対策を抽出しています。

自主的な取組の削減実績を評価します

設備の更新、運用改善、排出係数の低いエネルギー源への変更、低炭素電気への切替え等、自主的に取り組んだ対策による削減実績を評価します。

複数の評価項目により取組内容を評価します

市域で実施する様々な取組を評価します。

評価項目		評価の視点
計画書	削減目標の設定状況	マイナスの削減目標であるか
	重点対策の実施状況	対策への取組意欲
報告書	削減目標の達成状況	削減目標が達成されたか
	再生可能エネルギー利用設備の稼働状況	太陽光設備等の導入状況等
	次世代自動車の導入状況	導入台数等
	重点対策の実施状況	対策を全て実施しているか
	自主的な温室効果ガス排出削減対策の実施状況	取り組んだ対策の削減量、削減率が優良か
	その他地球温暖化対策の実施状況	優良事例であるか、市との連携状況等

5 制度の留意点

神奈川県「事業活動温暖化対策計画書制度」や国の類似制度との関係

対象とする事業者の基準や排出量の算定方法など、本制度の基本的な部分は、原則として「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「地球温暖化対策の推進に関する法律」を踏まえています。

横浜市域は、神奈川県の計画書制度の適用から除外されているため、横浜市へ報告した分を、再度神奈川県に提出する必要はありません。

市による指導及び勧告等

横浜市は、計画の作成及び実施等について、必要に応じて指導や助言を行います。

また、評価を行うにあたって必要な限度において立入検査を行います。

計画書や報告書の提出・公表を行わない場合、必要な措置をとるよう勧告を行う場合があります。

お問合せ先

横浜市環境創造局環境管理課（計画書制度担当）

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10（27階）

電話：045-671-4224

FAX：045-663-5656

E-mail：ks-keikakusho@city.yokohama.jp



最寄駅からの所要時間
・みなとみらい線 馬車道駅直結
・JR 桜木町駅徒歩3分
・横浜市営地下鉄 桜木町駅徒歩3分



計画書制度につきましてはウェブページを御参照ください。

横浜市 計画書制度

検索